

ける時、朋輩多く鐵炮に中りて死しけり、危き事よ。はや是までにて、武士の仕へはすまじきとおもひたるに、歸るやいなや、清正時をすかさず、今日の勵神妙いはんかたなしとて、刀を賜りき、斯の如く、毎度其場を去ては、後悔すれども、主計頭其時をうつさず、陣羽織或は感狀をあたへ、人々もみな羨みて、ほめたてたりしゆゑ。其にひかれて、やむ事を得ず、麾を取、士大將といはれしは、主計頭にだまされて、本意を失ひたるなりと、忠廣沒落の後、京に引籠り、再仕を求めずしてありける時、語りけるとかや。

〔武功雜記五〕彦左衛門松○久事、大猷院様光徳川家○ノ時ニ、奥ノ御門番仰付ラル、壽林尼ノ下人ヲ、夜中ニ急用アリテ、出サセラル、ミ、彦左衛門イダサズ、下人壽林ノ事ヲ、カウニカツギテイフ、彦左衛門、オレハ壽林ト云ヤツヲシラズト云、壽林此由ヲ聞テ、御前ニテ委細申上ゲ、アノヤウナルモノ御番ヲ致シテハ、奥方ニメシツカハル、モノ、急用ニ通路ヲ不得、近比迷惑ナル儀ト云フ、御意ニ、其方ハ久松ニ逢タカト被仰、イヤト壽林申上ル、御意ニ、ソレハ仕合ナリ、其方逢タラバ、危キ目ニアフベキニ、壽林、左様ノカタ意地モノニ、御門番被仰付候ハ、イカバト申上ル、御意ニ、アレハアノヤウナルニヨキ事ガアルト被仰候由、

〔折たく柴の記上〕戸部利直○土屋は、年ごとの八月には、知り給ひし所の、上總國望陀郡に有るにゆきて、其十二月の半には、歸り給ひき、その歸り給ひし後には、かならず父君新井にておはせし人を、召出し給ひ、人をとほざけて、留守の事を問ひ給ふに、年毎に申すべき事もなく候ひきとのみ、答申さる、かくて年経し後に、我家小しきなりといへども、留守にさぶらふ者ども、其數なきにしもあらず、多くの年月経る内に、いかでか事なくてはあるべき、それに年ごとに、申すべき事も候はずといふ事、心得られずとのたまひしに、大事をば速に注進し、小事をば留守の事なれば、人々と議定して、事決し候ひぬれば、其餘某が申聞べき事は、いまだ候はずと答申さる、そののちも上總